東京都の公金管理に関する検討委員会(第一回) 委員発言骨子

·日 時:平成13年10月30日(火) 14:00~15:30 (公 開)

・場 所:都庁第一庁舎42階特別会議室C

・内 容:都の公金管理の現状と対応策

._____

意見交換骨子

1 基本的なスタンス

- ・都には、金融機関を守る役割はなく、都民のお金を守ることが重要。
- ・現実に、具体的に地に足のついた対応策を考えていくという方向がよい。
- ・都が選択することの社会的影響の大きさを考慮する必要がある。例えば収納代理では都の公金窓口としての扱いを中止するなど、表に分かる形にした場合には信用不安を起こしかねない。むしろ債権保全策の必要あり。

2 金融機関の経営監視

- ・米のコンチネンタルイリノイ銀行は、破綻5年前までは優良銀行だったが破綻した。何が指標となるか。
- ・預託金と指定金、収納代理では性格や影響は異なるので、水準は分けて考えるべき。収納代理は判断しづらいため難しい。
- ・プロでも指標は難しい。格付けは集大成であり自己資本比率も重要だが、発表されていない情報をいかに活用するかも考える必要がある。定期的に面談で情報開示を求めることは、金融機関への健全経営に向けたプレッシャーになり有効では。
- ・運用のしやすさからは、分かりやすい指標を複数組み合わせて、指標の悪化した金融機関は個別に経営内容を確認すれば良い。ただし、いらざる信用不安を招く面と二律背反になる面をどう見るかという問題はある。

3 金融商品の選択

- ・公金運用のガイドラインをつくるべき。儲けに出るのではなく、公金なので元本保全を第一義とし、場合によって機会損失があっても容認する必要がある。
- ・保管・運用基準などは現行の自治法や制度の枠を超えての議論が必要か否か。
- ・イメージとしては国債、社債、CP 位が対象で、格付けに限定を付して選択すれば直接金融へのシフトはできる。MMF は CD の割合が高く、銀行預金と同様危険を内包している。

4 管理体制のあり方と説明責任

- ・公金運用のガイドラインのもとに、組織立って運用を考える必要がある。アメリカの投資委員会に似たものか。
- ・公金を預かる立場として、一般都民に分かる形にして説明する必要がある。
- ・ディスクロは原則論として重要。意思決定手続きがしっかりすることで担保する必要があるが、個別行毎の預託額は社会的影響の大きさからミスリードの恐れあり要注意すべき。

5 その他(担保)

- ・米のニューヨーク州は、公金預託金に対して担保の提供が法律で定められている。
- ・指定金は責任の度合いが大きく、経営の状況の変化に応じて担保を取るなどの法律を設 けることが重要。